

令和3年度 西川体育センターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。
この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。
市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。
この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	西川地域コミュニティ協議会
評価対象の期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか) ※1 ※2

評価項目	評価	西蒲区地域総務課コメント欄
1 利用時間等	○	利用者の苦情もなく、概ね良好な施設サービスの提供を継続している。 また、休みに入り学生多く利用する際には、熱中症対策等声がけを行うなど細やかな対応をしている。
2 適正な人員配置	○	
3 設備・備品の貸出	○	
4 利用者の安全確保	○	
5 案内等の対応と接遇	◎	
6 苦情への対応等	○	
7 緊急体制	○	
8 利用実績	○	

2.事業(市の事業、自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	西蒲区地域総務課コメント欄
1 情報提供	○	市民への情報提供は適切に行われている。 アンケートについて、回収率が低いので時期や回数を検討してほしい。
2 サービス向上の観点	◎	

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	西蒲区地域総務課コメント欄
1 建物保守管理等	○	清掃、警備等施設の維持管理について適切に行っている。 地避難所としての役割も果たしているため、地域との協力体制も良好である。 また、隣接する公園の利用者がトイレを借りに来るので、気持ちよく利用してもらうため丁寧な対応と清掃に配慮している。
2 個人情報保護	◎	
3 備品等の管理	◎	
4 清掃・警備等	◎	
5 修繕	○	
6 再委託	○	
7 災害等への対応	○	
8 関係団体、地域との連絡調整	◎	
9 管理記録	○	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	西蒲区地域総務課コメント欄
1 管理経費等の縮減	○	新型コロナウイルスの感染の影響で利用者、使用料とも減少したが、感染対策を講じながら施設を運営したことは評価できる。
2 事業見直し	○	
3 利用者増等	○	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

これまでの指定管理の経験を活かし、利用者が安心して安全に利用でき、また丁寧な対応により気持ちよく施設を利用できることは評価できる。
備品についても、貸出すごとに管理しており安全に利用者が使用できるようにしている。
また、地域との良好な関係を築いており運営に活かされている。

※1 評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準を達成できた。
- × :仕様、サービス水準を達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 西蒲区役所地域総務課 広報・文化スポーツグループ 0256-72-8194(直通)